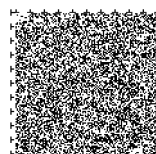
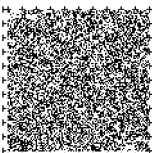


第4章 施策の展開





第1節 (基本目標1) 計画の推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現を目指し、「障害者基本法」に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定にあたっては、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障がい児計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取組の成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。また、計画の進捗状況について、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心に障がいのある人やその家族、支援者等、障がい者福祉に携わる様々な人の意見を把握し、評価・検証しながら、関係機関と連携し本計画を効果的、総合的に推進していきます。

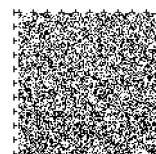
(1) 計画の策定等

① 計画の策定等

障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者、精神科病棟等の長期入院者、障がい者福祉施設入所者等を対象とした実態調査の結果や三鷹市障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえて策定した「第三期障がい者（児）計画」の計画的な推進を図ります。

また、地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画等、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ等の分野の関連計画との連携、協働に取り組みます。

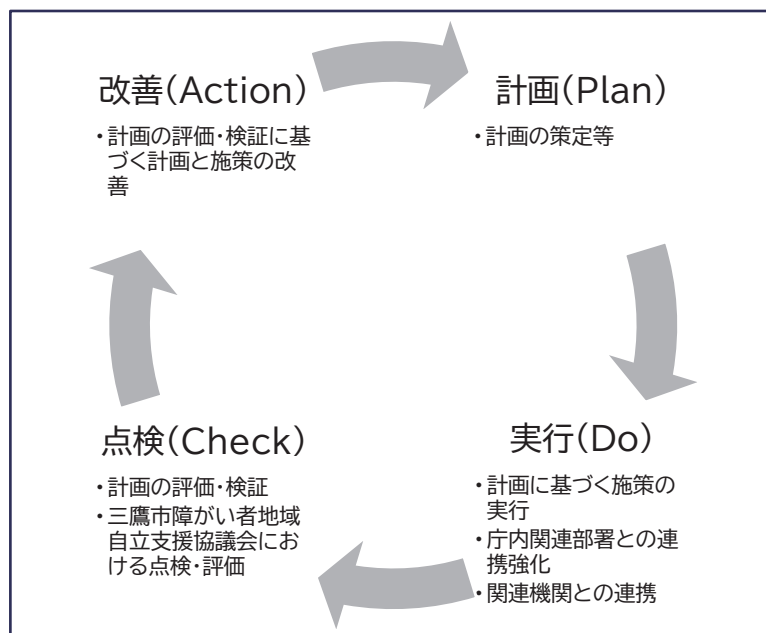
計画やその進捗状況等について、「広報みたか」や市ホームページ等を通じて、周知を図ります。



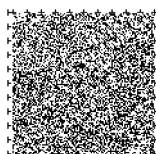
② 計画の評価・検証

障がい者計画の施策の推進状況や、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込量）等の状況等については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、評価・検証を行います。各委員の意見や各年度の財政状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。

図表 計画の評価・検証のサイクル（PDCA サイクル）



- Plan（計画）
国の基本指針に基づき、成果目標、活動指標及び障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込量を定め、実態調査や三鷹市障がい者地域自立支援協議会での議論を踏まえて施策の内容を定める。
- Do（実行）
計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
- Check（点検）
三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、成果目標及び活動指標の点検や施策等の評価を行う。
- Action（改善）
評価の結果や、障がいのある人や関係者の意見を聞き、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを実施する。



(2) 計画の推進

計画の推進にあたっては、障がい分野だけでなく、保健、医療、介護、保育、教育等、様々な分野の関係機関の連携・協力（横の連携）や、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）体制の連携強化を進め、事業の推進に努めます。

① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がいのある人をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や先進事例の調査研究を行うなど、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けた協議の場の活性化を目指し、運営の充実を図ります。

② 庁内関係部署との連携強化

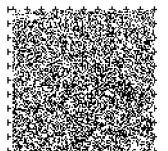
障がい分野だけでなく、保健、介護、保育、教育等、庁内の関係部署との連携・協力（横の連携）を強化するために、随時情報交換等を行っていきます。

③ 関係機関との連携

三鷹市障がい者地域自立支援協議会を活用し、関係機関とのネットワークを構築・連携し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、三鷹市社会福祉協議会、三鷹市社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や民生・児童委員、NPO法人やボランティア団体等、地域に密着した活動を行う団体や企業等との連携を強化することにより、障がい者施策の充実を図ります。

さらに、計画の推進、制度の見直し、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等をしていきます。

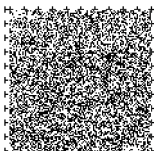


図表 主な事業

主な事業	内容
① 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実	<p>障がいのある人をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、必要な施策の検討や評価・検証を行います。</p> <p>専門部会の活動を活性化し地域課題の解決に向けた方策について検討します。</p>
② 障がいのある人等に関する調査の実施	<p>障がいのある人等へのきめ細かなサービス提供に資するため、引き続き障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者や、精神科病棟等の長期入院者、障がい者福祉施設入所者等を対象とした実態調査に取り組みます。また、事業者支援のための実態調査についての検討を進めます。</p>



三鷹市障がい者地域自立支援協議会でのグループワークの様子



第2節 (基本目標2) 互いを理解し、認め合う地域づくり

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けては、地域生活における様々な障壁（バリア）を取り除くことが必要です。個性が尊重され、社会の構成員として自立して生活できるまち、共生できるまちの実現に向けて、「心のバリアフリー」を推進し、互いを理解し、支え合える地域づくりを進めます。

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から行政機関のみならず民間事業者等でも「合理的配慮の提供」が義務化されることとなりました。障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、引き続き、周知・啓発活動を実施します。

また「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現を目指し、障がいのある人が望む生活の実現のために、障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思の表明や選択を支えるための必要な支援を行っていきます。

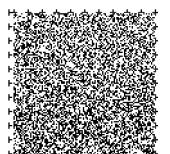
さらに、「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止に取り組むとともに、地域との協力や、関係機関及び庁内関連部署との連携により虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

(1) 障がいに対する理解の推進

① 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーを推進するには、障がいのある人と積極的に交流し、理解し合うことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。

障がいや障がいのある人の人権・疾病等に関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、学校や地域におけるあらゆる機会や場において、広報・啓発活動の充実を図ります。また、障がいのある人と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。



② 地域住民の理解促進と支え合う意識づくり

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業等で地域住民が関わるきっかけづくりを進め、障がいへの理解を促進するための活動を積極的に行います。さらに、みたかスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。引き続きボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

互いを支え合うことが大事だという意識が地域の人々の間に広く、深く浸透していくために、地域ケアネットワーク等を活用し、地域の中で障がいのある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組みます。

さらに、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めます。

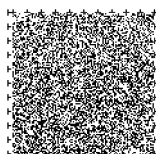
また、ヘルプカードやヘルプマークの周知・普及を図り、障がいのある人への配慮や支援に繋がる環境づくりに努めます。



心のバリアフリー推進事業・映画上映会の様子



アフタートークの様子



③ 福祉教育の推進

障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加が促進されるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し、福祉教育を推進します。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。



出典：東京都福祉局
「ヘルプマーク紹介リーフレット」

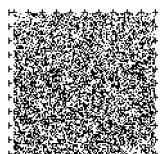
ヘルプカード

東京都の標準様式で三鷹市が作成し、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。

障がいのある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくします。ヘルプカードには名前などのほか、支援をしてほしい内容を記載する仕組みになっています。



三鷹市 ヘルプカード(表面)



(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進

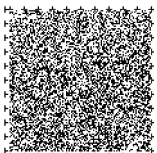
① 障がい者差別解消の取組

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱（平成28年4月1日施行）」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を継続して進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会等を通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

② 合理的配慮の推進

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月1日から企業や店舗等の事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、市民や事業者に向けた事例等を踏まえた講座等を実施し、理解の促進、周知・啓発に努めます。



(3) 障がい者の権利保障

障がいのある人の「権利」を守るために、「権利擁護センターみたか」や「基幹相談支援センター」と関係機関等の連携を強化していきます。

① 障がい者虐待防止の取組

障がいのある人が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努めます。

また、地域との協力や関係機関等との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努めます。

② 権利擁護の取組の推進

「三鷹市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置づけ、知的障がいや精神障がいのある人等の市民が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援を行います。

社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応等の専門相談等を行います。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 心のバリアフリーの推進	広報や映画上映会等のイベント等を活用した周知、啓発活動等を実施します。
② 障がい者差別解消の取組	差別解消の周知啓発、市職員に対する研修を行います。事業者等に向け、事例等を踏まえた「合理的配慮の提供」に関する周知・啓発活動等を行います。
③ 障がい者の虐待防止の取組	障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努めます。広報等や事業者連絡会等の場を活用した周知・啓発を実施します。 精神科病棟等をはじめとする本人及び支援者へのヒアリングや実態調査実施について検討します。

